

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年9月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800055 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800026 号

## 第 1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 5 月 15 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 180 円とすることが必要である。

昭和 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 7 月 1 日、喪失年月日を昭和 22 年 12 月 17 日に訂正し、昭和 21 年 7 月から昭和 22 年 5 月までの標準報酬月額を 390 円、昭和 22 年 6 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

昭和 21 年 7 月 1 日から昭和 22 年 12 月 17 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (子)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 20 年頃から昭和 21 年頃まで  
② 昭和 21 年頃

私の母 (訂正請求記録の対象者) の請求期間①及び②に係る未統合の厚生年金保険の被保険者記録があるということだが、当該期間における詳しい会社名に関しては、現時点では思い出すことができない。しかしながら、母の生前に母や親族から聞いた話では、母は C 市出身であった。

請求期間①について、母は、最後に勤めた会社で、ミシンを使った仕事をしていた。おそらく学校でミシンを学んだのだと思うが、この期間においては、C 市内にあった会社の工場で働いていたと聞いた。

請求期間②について、上記の会社を退職した後は、同じく C 市にあった D 製品の製造会社の工場で働いていたと聞いた。

未統合の年金記録を母のものであることを認めてほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者と同姓（旧姓）同名、かつ同一生年月日で、基礎年金番号に統合されていない、A社（資格取得日は昭和21年4月1日、資格喪失日は同年5月15日）及びB社（資格取得日は昭和21年7月1日、資格喪失日は昭和22年12月17日）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で記録管理されている。

一方、訂正請求記録の対象者は既に死亡しており、請求期間①及び②当時の勤務状況について陳述を得ることはできないが、訂正請求記録の対象者の弟は、訂正請求記録の対象者は戦後、B社に勤務していた旨陳述している。

また、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者と同姓（旧姓）同名、かつ同一生年月日の者は、ほかには見当たらない。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和21年4月1日から同年5月15日までの期間及び昭和21年7月1日から昭和22年12月17日までの期間の標準報酬月額については、当該期間の厚生年金保険の記録から、昭和21年4月は180円、昭和21年7月から昭和22年5月までは390円、昭和22年6月から同年11月までは600円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800065 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800027 号

## 第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 19 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 6 月 2 日から平成 17 年 6 月 2 日まで  
夫（訂正請求記録の対象者）は、平成 15 年 \* 月 \* 日に病気で倒れたが、継続して A 社に正社員として在籍し、平成 17 年 6 月 1 日付けで退職したはずである。  
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社が提出した訂正請求記録の対象者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成 15 年 6 月 2 日と記載されており、オンライン記録と一致するところ、同社が提出した訂正請求記録の対象者の「退職届」には、「平成十四年 \* 月 \* 日疾病により平成十五年六月一日を持って退職させていただきます」と記載されている。

また、雇用保険の被保険者記録によると、訂正請求記録の対象者の B 社における離職年月日は、平成 15 年 6 月 1 日と記録されており、前述の退職届に記載されている退職日と一致する。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。